

## 様式第3

## 経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	三芳町商工会 (法人番号 6030005008443) 三芳町 (地方公共団体コード 113247)
実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
目標	<p>経営発達支援事業の目標</p> <p>【目標①】 事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業の再構築）による経営基盤の強化</p> <p>【目標②】 デジタルを活用した販売促進や業務改善および生産性向上による売上や利益の拡大</p> <p>【目標③】 上記の新たな取組を、事業計画に基づき実施することによる成果の拡大</p> <p>【目標④】 経営力再構築伴走支援による小規模事業者の自立成長の促進</p>
事業内容	<p>経営発達支援事業の内容</p> <p>3. 地域の経済動向調査に関すること 小規模事業者が事業環境の変化を認識することを目的に「地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）」を実施し、分析結果を当会ホームページで公表する。</p> <p>4. 需要動向調査に関すること 小規模製造業がバイヤーのニーズを把握するなどのマーケットインの視点を持って製品をブラッシュアップさせることを目的に「展示会・商談会でのバイヤー向け製品調査」を支援する。</p> <p>5. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者が、現在の経営状況を客観的に把握することを目的に「経営分析（財務分析及び非財務分析）」を支援する。</p> <p>6. 事業計画策定支援に関すること 「地域の経済動向調査」や「経営状況の分析」及び「需要動向調査」の結果を踏まえ、事業環境の変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業再構築）等に向けた事業計画策定を支援する。</p> <p>7. 事業計画策定後の実施支援に関すること 前項で策定したすべての事業計画を四半期毎にフォローアップすることで、事業者の売上や利益の増加を実現する。</p> <p>8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 小規模事業者の新たな需要開拓を目的に「展示会・商談会の出展支援」や「SNSを活用した情報発信支援」を実施する。</p>
連絡先	<p>三芳町商工会 〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 7232-2 TEL: 049-274-1110 FAX: 049-258-2815 E-mail: miyosi@syokoukai.jp</p> <p>三芳町 観光産業課 商工観光担当 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1 TEL: 049-258-0019 (内線 214・215) FAX: 049-274-1013 E-mail: kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

## 経営発達支援事業の目標

### 1. 目標

#### (1) 地域の現状及び課題

##### ① 現状

##### ア 三芳町の概況

三芳町（以下、当町）は、埼玉県入間郡の南部、武蔵野台地の北東部にあたり、東経 139 度 31 分、北緯 35 度 49 分、海拔は 37.5 メートル前後、面積は 15.33 平方キロメートルである。形状は東西 6.9 キロメートル、南北 4.2 キロメートルにわたり、西から東へとゆるやかに下る勾配をもつ、関東ローム層に覆われたおおむね平坦な台地である。首都圏 30 キロメートルに位置し、東に志木市、富士見市、南東に新座市、南西に所沢市、北にふじみ野市、川越市と隣接している。

太平洋岸気候区に属する当町は、冬は北西の季節風が強く、湿度の低い晴天の日が続き、4 月から 5 月ごろの晩霜が農作物に被害をもたらすこともある。夏はかなり高温で湿度も高く、しばしば雷雨がある。年間平均気温は 14.3 度、降雨量は約 1,500 ミリメートルである。

東に国道 254 号、西に関越自動車道が通る恵まれた交通環境を背景に、工業団地や流通拠点としての倉庫群を連ねている。また、令和 6 年 3 月 10 日に関越自動車道三芳スマート IC が、新潟方面の出入りが可能なハーフ運用から東京方面の出入りが可能となり、フルインター化が実現した。

当町へのアクセスは、東武東上線で池袋から 30 分、「鶴瀬」駅または「みずほ台」駅にて下車し、路線バスライブバスを利用する。

三芳町商工会（以下、当会）は、当町唯一の商工団体である。

##### ■ 三芳町の立地・交通



## イ 人口推移

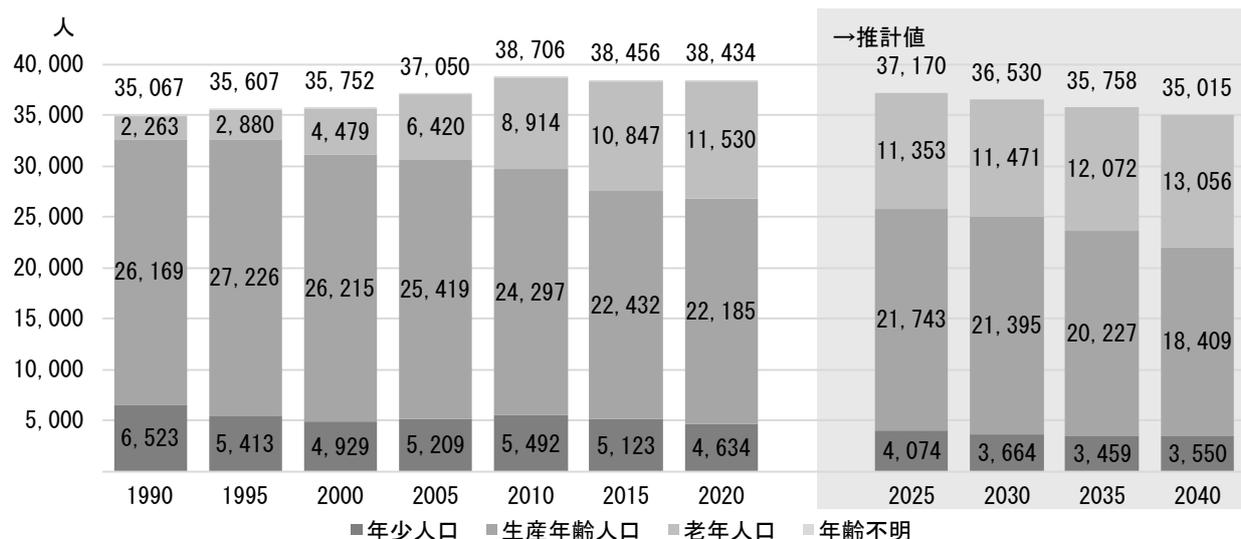
令和 6 年 8 月末日時点の人口は 37,297 人である。(住民基本台帳)

国勢調査及び社人研推計より人口推移をみると、総人口は平成 22 (2010) 年の 38,706 人をピークに減少傾向に転じており、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。

年齢別人口では、今後、年少人口と生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向で推移することが予測されている。

高齢化率は、令和 2 (2020) 年の 30.0%から令和 22 (2040) 年に 37.3%に上昇する見込み。生産年齢人口比率は、令和 2 (2020) 年の 57.7%から令和 22 (2040) 年に 52.6%に低下する見込みである。

### ■人口推移



出典：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## ウ 特産品

### (a) 特産品

当町は、みどり豊かな武蔵野の平地林や三富新田に代表される田園風景が広がる自然と都市機能が調和した都会でもない、田舎でもない「トカイナカ」である。そこで育まれた「富の川越いも」や「狭山茶」などの名産品がある。

また、三芳町では、三芳の大地が育んだ、美味しくて高品質な野菜、先人たちの知恵により、落ち葉堆肥などを使った土作りと、子どもを育てるのと同じように愛情を込めて作った安心安全な野菜を「みよし野菜」としてブランド認定している。

主な特産品は下表のとおりである。

### ■主な特産品

特産品	概要
富の川越いも	上富の地で栽培している「富の川越いも」。中でも「紅赤」は、「さつまいもの女王」と呼ばれ、ホクホクとした食感と昔ながらの様々な品種が栽培されており、上品な甘さが人気であるが、その栽培は難しいため、「幻のさつまいも」ともいわれている。
狭山茶	三芳町で生産した「狭山茶」は、毎年、品評会で上位に入賞し、農林水産大臣賞を受賞するなど、その品質の高さは折り紙付きである。
みよしたね油	三芳町商工会まちづくり協議会が中心となって農家と共に、栽培・収穫を行った。機械で圧搾し、化学合成薬品を使わない「湯洗い洗浄」で精製・製造した一番搾り。サラダなどの生食にも、揚げものにも使える。

## (b) 世界農業遺産

世界農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）である。国際連合食糧農業機関(FAO)により認定される。

令和5年7月に「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定された。

### <概要>

埼玉県武蔵野地域（川越市・所沢市・ふじみ野市・三芳町）では、江戸時代の人口増加に伴い、屋敷地・畑地・平地林を含む細長い短冊形の地割によって開拓された。この地域では、江戸時代から多くの木を植え、平地林（ヤマ）として育て、木々の落ち葉を掃き集めて堆肥にして畑に入れ、土壌を改良してきた。この伝統農法を「落ち葉堆肥農法」と呼び、360年以上にわたり続けられている。

この「落ち葉堆肥農法」は今も受け継がれおり、平地林が各市町全域にその面影を多く残し、育成・管理されて景観や生物の多様性を育むシステムがつけられている。

## エ 観光資源

### (a) 観光資源

当町の主な観光資源は下表のとおりである。

#### ■ 主な観光資源

観光資源	概要
旧島田家住宅	三富新田の歴史と文化の学習、また、人々の交流の場である古民家。江戸時代に建築され、三富の開拓がさつまいもの導入により豊かになったことを証明する民家住宅である。また、寺子屋を開設していた時期もあることから、三芳の教育の歴史も伝えてくれる。現在は、「現代の寺子屋」として郷土学習教室を行っている。
旧池上家住宅	竹間沢にある歴史民俗資料館の敷地内に移築復元され、昭和63年から展示公開されている江戸時代末期の茅葺民家住宅。当時の農家の中でも大きな家屋は、藍玉の生産によって得た経済力によるものと言われている。
三富新田	元禄7年、当時の川越藩主柳沢吉保は新田開発を始めた。元禄9年に計180屋敷の「三富新田」ができた。「富」の由来は「豊かな村になるように」である。三富の地割は、水に乏しく栄養が少ないという厳しい自然条件を克服するための知恵が詰まっている。
こぶしの里	こぶしの花が咲く竹間沢こぶしの里。春は、白い可憐な花が咲く。あたたかな日差しを受けて、ポカポカとのんびり花と緑を楽しむことが出来る。また、当町で唯一湧水が出る場所であり、埼玉県のクールスポットにもなっている。
みよしまつり	毎年9月第1土曜日に実施。踊りや御輿、太鼓などさまざまな催物があり、夏の夜空に大輪の花を咲かせる花火がある。
世界一のいも掘りまつり	「武蔵野の落ち葉堆肥農法」世界農業遺産認定事業として、世界一のいも掘りまつり実行委員会が主催する、長さが約440メートルの長い畝でのいも掘りイベント。
三芳町産業祭	毎年11月第2日曜日に実施。当町の農産物・工業製品・商業品が集まる。美味しい野菜や出店がならび、ステージでは楽しい催物が開催される。
三芳さくらまつり	令和5年3月に国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に登録をされた「みよし野ガーデン里山探訪」。その登録地の一つでもある「令和の森公園」の桜並木を活用したイベントである。

### (b) ガーデンツーリズム

ガーデンツーリズム登録制度とは、国土交通省が創設した制度である。マイクロツーリズムの考えを取り入れ、各地の日本庭園や花の公園などの庭園文化に観光資源として着目し、複数の庭園を共通のテーマで結びつけて登録する。

令和5年3月に「みよし野ガーデン里山探訪～里山・農・花を巡る旅～」が登録された。

<概要>

当町の3つのガーデンツーリズムは次のとおりである。

1. オープンフォレスト ～里山を歩く～

平地林（ヤマ）を中心とした自然を感じる「オープンフォレスト」は、堆肥のための落ち葉や、燃料となる薪を手に入れる目的で地域が一体となって作り上げられた、「雑木の庭」。その「庭（ガーデン）」を歩き、草花や生き物たちを五感で感じて癒しを求めるオープンフォレスト探訪は、町の新しい魅力を見つけるきっかけになる。

2. オープンファーム ～受け継がれる農を体験する～

世界農業遺産に認定された当町の農業「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を感じられる「オープンファーム」。江戸時代の都市計画が生み出した特徴的な地割の風景、循環型農法とともに継承されてきた実際の土の感触、美味しい味覚、地域との交流を楽しむ農地として位置付けている。

3. オープンガーデン ～花を愛でる～

当町のオープンガーデンは、江戸時代から続く寺社境内や、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」から生まれた大地で織りなす現在の魅力を合せたガーデンなど、地域から親しまれ、誰もが入ることができる開かれた庭である。古くから里山で愛されてきた草花や四季を感じる庭木、色鮮やかな花々など様々な趣向を取り入れたガーデン巡りを計画している。

オ 産業

(a) 業種別の事業所数（小規模事業所数）の推移

当町の事業所数は、平成24年が1,520社、令和3年が1,564社である。

上記のうち小規模事業所数は、平成24年が1,037者、令和3年が1,002者であり、9年間で3.4%減少している。

小規模事業所数の増減を産業別にみると、製造業（△46者）、宿泊・飲食業（△22者）の減少数が大きい。一方、医療、福祉や情報通信業など、増加している業種もみられる。

■ 業種別の事業所数及び小規模事業所数

	建設	製造	情報通信	卸・小売	宿泊・飲食	医療、福祉	他サービス	その他	計
平成24年									
事業所数	186	373	6	298	94	53	272	238	1,520
小規模事業所数	180	282	4	139	61	18	175	178	1,037
平成28年									
事業所数	183	356	7	337	102	79	266	253	1,583
小規模事業所数	176	269	5	157	57	26	163	178	1,031
令和3年									
事業所数	195	323	10	315	74	91	267	289	1,564
小規模事業所数	182	236	8	142	39	32	153	210	1,002
増減(令和3年-平成24年)									
事業所数	9	△50	4	17	△20	38	△5	51	44
増減割合	4.8%	△13.4%	66.7%	5.7%	△21.3%	71.7%	△1.8%	21.4%	2.9%
小規模事業所数	2	△46	4	3	△22	14	△22	32	△35
増減割合	1.1%	△16.3%	100.0%	2.2%	△36.1%	77.8%	△12.6%	18.0%	△3.4%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」より一部加工

(b) 業種別にみた小規模事業者の現状と課題（経営課題）

i 商業

町内の商業集積施設は、川越街道沿いの「アクロスプラザ（ヤオコー他23店舗）」のみ。商店街（会）については、富士見市の東武東上線鶴瀬駅に近い藤久保通り商店会だけである。従来型の個人店舗で、事業者の高齢化と後継者難で廃業となるケースが増えている。またキャッシュレス対応についても、決済手数料等の問題もあり、導入に消極的である。町内には比較的近隣に大手スーパー、ディスカウントスーパーが点在しており、またネット販売の浸透による客離れも影響し、小売り店舗については経営が非常に厳

しい状況である。

小規模事業者の経営課題は「売上拡大」であるが、多くはデジタル化が遅れていることや、集客に向けた情報発信ができていないこと、あるいは事業転換を検討することが課題と考える。また、創業や事業承継に積極的に取り組み、廃業を減らすことも課題と捉える。

## ii\_工業

当町は、どちらかと言えば「農業の町」「工業の町」と言った特徴がある。町の面積の約 80%が農業振興地域となっており、令和 5 年 7 月には、三芳町を含む武蔵野地域で 360 年以上にわたり営まれている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が国連食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定されている。また、三芳町の工業製品出荷額は、近隣市町村より多い。

首都圏 30 km圏内位置し、関越自動車道所沢 IC から近い好立地にあり、令和 6 年 3 月の三芳スマート IC のフル化に伴い、物流拠点としてのニーズがさらに高まり、新たな事業展開が期待される。しかし、現状産業用地が不足しており、工場の拡張工事や新規事業所の誘致が難しい面がある。

工業についても商業と同様に後継者問題が大きな経営課題と考える。特に小規模事業者で、個人で経営して、本人死亡などで後継者がいない場合、即廃業につながる。これまで培ってきた技術、設備などの資産が失われることになり、大きな社会的損失にもつながる。

また、小規模事業者にとって、デジタル化を進めようにも、日々の仕事に追われ、どのようにしてよいのか分からない事業者もいると考える。そのような事業者がデジタル化を進め、事業の効率化、販路拡大につなげることが経営課題であると考えます。

## カ 今後 5 年間ににおける小規模事業者の経営環境が変わるような出来事

### <藤久保地域拠点施設整備等事業>

三芳町では、令和 8（2026）年度の供用開始を目指し、藤久保地区で図書館や公民館を複合した地域拠点施設を整備する。

藤久保地区は町の東部に位置し、東武東上線鶴瀬駅を中心に宅地開発が進んだ。事業の対象地には、昭和 46（1971）年建設の藤久保小学校をはじめ、公民館、出張所、商工会館など築 40 年前後の施設が集積している。三芳町は令和 3（2021）年 6 月に「藤久保地域拠点施設基本計画」を策定し、これらの施設の集約を図ることとした。

具体的には、現在小学校などがある敷地（合計約 2 万 3000 m<sup>2</sup>）に、図書館や公民館などの複合公共施設（床面積約 5480 m<sup>2</sup>）と、小学校の校舎・体育館（床面積合計約 8450 m<sup>2</sup>）を整備する。複合公共施設には、出張所、児童館、子育て支援センター、保健センター、商工会、社会福祉協議会と民間施設（カフェ等）が入居する計画である。「図書館を核とした未来創造拠点」を掲げ、機能の複合化、小学校との連携による効果を狙う。



出典：三芳町ホームページ

## キ 三芳町第 6 次総合計画

「三芳町第 6 次総合計画」の商工・観光部分は下表のとおりである。

前期基本計画を小規模事業者支援の視点で見ると、商工業振興では、EC 事業の拡大や量販店の進出等による個人商店の客離れを加速し、商店街の空洞化が進んでいるという課題を解決するための、経営の改善や安定化、新たな事業展開への支援など、観光振興では、地域資源を活かした体験交流型商品や「みよし野菜」を活用した新商品の開発などが掲げられている。

## ■基本構想（令和6年度～令和13年度）

### 〈基本理念〉

- 1 共創のまちづくり
- 2 持続可能なまちづくり
- 3 魅力と特性を活かすまちづくり

### 〈将来像〉

共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる ウェルビーイング 幸せのまち

## ■前期基本計画（令和6年度～令和9年度）

### 分野別ビジョン 豊かで持続可能な産業があるまち

#### 政策 15 活力あふれる商工業

##### 施策 15-1 立地や特性を活かした産業振興

- 15-1-1 (仮称) 地域活性化発信交流拠点整備の推進
- 15-1-2 企業誘致・留置対策
- 15-1-3 産業基盤の整備

##### 施策 15-2 地域産業の振興と就労支援

- 15-2-1 商工業活性化の推進
- 15-2-2 雇用・勤労者の支援

#### 政策 17 訪れる人が笑顔になる観光振興の推進

##### 施策 17-1 観光資源のブランディング

- 17-1-1 ガーデンツーリズムの推進
- 17-1-2 観光資源の効果的な活用
- 17-1-3 観光拠点の連携
- 17-1-4 「みよし野菜」のブランド化の推進

## ②課題

これまで記述した地域の現状から小規模事業者にとって対策が必要な地域の課題をまとめる。

まず、交通をみると、当町には鉄道駅がなく、交通インフラは町の中央を縦断する国道254号（川越街道）と町の西側を縦断する関越自動車道などの自動車道路網に依存している。そのなかで、令和6年3月に関越自動車道三芳スマートICが、新潟方面の出入りが可能なハーフインターチェンジから、東京方面の出入りも可能なフルインターチェンジとなった。小規模事業者にも、スマートIC周辺の活用などが期待されている。

人口をみると、総人口は平成22（2010）年の38,706人をピークに減少傾向に転じており、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。町内消費が減衰することが予想されるため、これまで町内の消費者を対象にビジネスを展開していた事業者が今後も成長するためには、ターゲットの見直しなど、新たな取組を行う必要がある。そのため、小規模事業者が事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業の再構築）を行うことが課題となる。

さらに、年齢3区分別人口をみると生産年齢人口が減少していくことから、今後は今以上の人手不足が予想される。小規模事業者においても、デジタル化による業務効率化が必要となる。

特産品では、当町はどちらかと言えば「農業の町」という側面が強く、「富の川越いも」や「狭山茶」といった有名な一次産品がある。また、当町の高品質な野菜を「みよし野菜」としてブランド認定するような仕組みもある。一方、加工品では“全国的にみて有名な特産品”と呼べるものがみられない。そこで、小規模事業者においては、当町の野菜等を活用した加工品の開発などが期待されている。

観光資源では、当町には「旧島田家住宅」や「三富新田」などの観光資源がある。また、令和5年3月には国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に「みよし野ガーデン里山探訪～里山・農・花を巡る旅～」が登録された。これまで当町は、観光が大きな産業になっていなかったが、前述の関越自動車道三芳スマートICがフルインターチェンジになったこともあり、交流人口を増やすための施策も考えられている。小規模事業者も、新たな需要の獲得の視点として、観光消費の獲得に目を向けることも必要である。

小規模事業所数は、平成24年が1,037者、令和3年が1,002者であり、9年間で3.4%減少している。地域活力を維持させるためには、事業所数の減少に歯止めをかけることも重要である。そのため、創業や

事業承継の活性化が地域としての課題となる。

当会が考える業種別にみた小規模事業者の課題（経営課題）では、デジタルの活用（集客・販路拡大や事務の効率化）や事業転換、事業承継・技術承継などがあげられる。

今後5年間における小規模事業者の経営環境が変わるような出来事では、「藤久保地域拠点施設整備等事業」があげられる。これにより、町内の人流が変わることが予想されるため、小規模事業者もこの環境変化に対応するだけでなく、これをビジネスチャンスと捉えて自社の収益に繋げることが必要である。

## (2)小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

### ①10年程度の期間を見据えて

「三芳町第6次総合計画」（令和6（2024）年度～令和13（2031）年度）では、町の将来像として「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ（ウェルビーイング）のまち」を掲げている。

そのなかで、商工農分野では「豊かで持続可能な産業があるまち」をビジョンとしている。その内商工業においては、事業所の経営支援、新たな産業誘致・創出の両面から地域経済の賑わいづくりを推進することを目標に、活力あふれる商工業を政策に位置付けている。

当町の今後を見据えると、「三芳町第6次総合計画」では関越自動車道三芳スマートIC周辺の活用、企業誘致・留置のための都市計画の見直しなども検討するとしており、商工業のさらなる発展も期待される。

当会としては、地域の現状と課題、および、町の第6次総合計画との連動性・整合性を踏まえ、小規模事業者の長期的な振興のあり方を以下のとおり定める。

#### ■小規模事業者の10年後のあるべき姿

- ア 事業計画に基づく計画経営をおこなっていること
- イ 事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業再構築）を行っていること
- ウ デジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）を図っていること

### ②三芳町第6次総合計画との連動性・整合性

「三芳町第6次総合計画」の商工業分野では、分野別ビジョンとして「豊かで持続可能な産業があるまち」を掲げ、活力あふれる商工業を実現するために「事業所の経営支援に取り組み、新たな産業の誘致・創出の両面から地域経済の賑わいづくりを推進します。」を目標としている。

この「事業の経営支援」という視点から、「三芳町第6次総合計画」と前項『①10年程度の期間を見据えて』に連動性・整合性があるといえる。

### ③商工会としての役割

#### ア 商工会の長期ビジョン

これまで経営の基盤である記帳指導・税務指導を中心とした経営改善支援を行ってきた小規模事業者については、経営発達支援計画に基づく個社の経営戦略に踏み込んだ伴奏型支援を強化する必要がある。また、既存の小規模事業者が、事業環境が変化する中で新たな事業展開する場合についても、伴走型支援の必要性は変わらない。人口、小規模事業者数の減少が予測される中、事業者の人材確保、業務効率化、働き方改革等も対応が求められている。解決手段としてデジタル活用も求められており、長期的な対応が必要と考える。また、商工会としては個別事業所を長期的に支援する体制づくり、担当職員の対応力強化を長期的に行いたい。

デジタル化やDXについて長期的には、事業所自らが導入を判断し、自立的に事業運営できる体制を目指したい。

#### イ 商工会としての役割

当会は、町の第6次総合計画に沿うよう、直接的には、小規模企業支援機関として地域商工業者・事業者の課題解決を図るため、経営者のヒアリング・想定課題の抽出（仮説）・事業計画策定・計画実行・デジタル化を伴走型で支援していく。また、商工業者がスムーズに事業承継し、廃業の抑止に繋がるよう努める。間接的には、地域唯一の経済団体として、製造業者・商業者の声を町・議会に伝え、施策に反映されるよう努める。

### **(3) 経営発達支援事業の目標**

(1) 地域の現状及び課題、(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方を踏まえた上で、以下の 4 つの目標を定める。

#### **〈支援対象〉**

事業環境の変化に対応し、持続的経営を目指す小規模事業者を重点的に支援する。

#### **〈目標〉**

##### **【目標①】**

事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業の再構築）による経営基盤の強化

##### **【目標②】**

デジタルを活用した販売促進や業務改善および生産性向上による売上や利益の拡大

##### **【目標③】**

上記の新たな取組を、事業計画に基づき実施することによる成果の拡大

##### **【目標④】**

経営力再構築伴走支援による小規模事業者の自立成長の促進

#### **〈地域への裨益目標〉**

上記【目標①】～【目標④】により、町内の小規模事業者の経営が安定化し、持続可能性が高まることを目指す。また、小規模事業者のなかから新たな産業が創出されるなど、地域経済の賑わいづくりに寄与することを目指す。

## 2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

【目標①】 事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業の再構築）による経営基盤の強化

〈達成のための方針〉

小規模事業者が、事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業の再構築）を行うために、まずは外部環境分析として、「地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）」を実施し、外部環境を整理する（年1回）。次に、内部環境分析として、経営分析支援を実施する（計画5年目に20者/年）。なお経営分析では、対話と傾聴を通じて、小規模事業者自身が本質的課題や本質的「強み」に気づき、腹落ちすることに重点を置く。

これら外部環境分析や内部環境分析の結果を活用し、小規模事業者の進むべき方向性を、事業者と一緒に検討する。

【目標②】 デジタルを活用した販売促進や業務改善および生産性向上による売上や利益の拡大

〈達成のための方針〉

経営分析支援の際に、事業者のデジタル化の状況を分析する。事業計画策定支援の際に、事業計画策定に意欲的な事業者を対象にIT専門家派遣（年5回）を実施する。販路開拓支援の際に、「SNSを活用した情報発信支援」（支援対象2者/年、売上増加率10%/者）を実施する。

また、効果的な支援に向けて、当会内においてもDXに向けた相談・指導を行う能力の向上を図る。

【目標③】 上記の新たな取組を、事業計画に基づき実施することによる成果の拡大

〈達成のための方針〉

小規模事業者が【目標①】～【目標②】に記したような取組を実施する際、取組内容を事業計画にまとめる（計画5年目に12者/年）。さらに、事業計画策定後は伴走型でフォローアップを行い、事業計画を実現させる（計画5年目に売上増加6者/年、利益増加6者/年）。

【目標④】 経営力再構築伴走支援による小規模事業者の自立成長の促進

〈達成のための方針〉

経営分析、事業計画の策定、事業計画策定後の実施支援の各局面で、経営力再構築伴走支援モデルによる支援を実施する。具体的には、経営課題の設定から課題解決を支援するにあたり、経営者や従業員との対話を通じて、事業者の自走化のための内発的動機付けを行い、潜在力を引き出す。

また、これを実現するために、経営力再構築伴走支援に係る経営指導員等の資質向上を図る。

## I. 経営発達支援事業の内容

### 3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

小規模事業者が事業環境の変化に対応するためには、まずこの変化を認識する必要がある。変化を認識するためには、データの活用が有効であるが、活用できている事業者は少ない。また、当会でもデータを提供するような取組ができていない。

**【課題】**

事業環境の変化を示すようなデータを提供する必要がある。また、小規模事業者これらのデータの利用を促進し、データを活用した経営判断を促すことが課題である。

**(2) 目標**

項目	公表方法	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域の経済動向分析 公表回数	HP 掲載	-	1回	1回	1回	1回	1回

**(3) 事業内容**

事業名	地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）
目的	小規模事業者がデータに基づいた経営判断を行うことを目指す。
調査内容	地域経済分析システム（RESAS）の内容のなかで、地域の小規模事業者を活用してもらいたい項目を分析し、レポートにまとめたうえで公表する。
調査項目	地域経済循環マップ・生産分析 →何で稼いでいるか等を分析 まちづくりマップ・From-to 分析 →人の動き等を分析 産業構造マップ →産業の現状等を分析 等
調査・分析の手法	経営指導員が外部専門家と連携し、RESAS の情報を網羅的にみて、事業者の役に立つデータを抽出。どのように活用すべきかについて簡単なコメントを付し、事業者が見やすいレポートにまとめる。
調査結果の活用方法	レポートは当会ホームページで公表し、広く町内小規模事業者に周知。特に分析結果と関連が深い業種については、巡回訪問を通じて直接説明する。また、事業計画作成時の基礎資料としても活用する。

**4. 需要動向調査に関すること****(1) 現状と課題****【現状】**

当町は、どちらかと言えば「農業の町」「工業の町」と言った特徴がある。このなかで工業に関しては、関越自動車道三芳スマート IC がフルインターチェンジになったこともあり、小規模製造業にも商圏の拡大が期待されている。商圏の拡大には、展示会・商談会を活用した町外バイヤーとの商談が有効である。一方、小規模製造業の製品はプロダクトアウトの視点で開発されており、バイヤーのニーズを把握するなどのマーケットインの視点を持ってブラッシュアップされた製品が少ない。そのため、成約につながりづらいなどといった課題もみられる。

**【課題】**

小規模製造業は経営資源が少なく、独自にバイヤーのニーズを把握するための調査を実施することは難しい。そこで、当会にて調査を支援することが課題である。

**(2) 目標**

項目	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
展示会・商談会でのバイヤー向け製品調査 調査対象事業者数	-	2者	2者	2者	2者	2者

**(3) 事業内容**

事業名	展示会・商談会でのバイヤー向け製品調査
目的	町内には高い技術力や良質な製品を持つ小規模製造業がみられる。そこで、これらの製品の販路拡大を目的に、小規模事業者の製品の需要動向を把握することや、バイヤーのニーズを把握すること、製品の魅力を高めることを目指す。

対象	小規模事業者の製品、2製品/年（1者あたり1製品）を対象とする。
調査の手法	彩の国ビジネスアリーナ（詳細は『8.新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること』に記載）等の展示会・商談会を活用してバイヤーから製品の評価を受ける。多面的な評価を得るため、1つの製品について、5名以上のバイヤーから評価を得る。
調査項目	・製品の見た目の良さ ・製品1個あたりの大きさ ・製品の形やデザイン ・パッケージの形やデザイン ・製品の機能性 ・製品の新しさ／斬新さ ・製品の価格 ・製品の取扱意向 ・取引条件 ・その他改善点 等
分析の手法	収集した評価は経営指導員が分析を行う。具体的には、5名以上のバイヤーの評価のなかで、共通して評価が低かった項目や共通して指摘された改善項目などをまとめる。これにより改善の優先順位付けを行う。
調査結果の活用方法	前項の分析結果を事業者にフィードバックする。また、事業者との対話と傾聴を通じて改善点を抽出し、製品のブラッシュアップやマーケティング施策に活用する。なお、これらの支援にあたっては、必要に応じて、経営分析や事業計画策定支援もあわせて実施する。

## 5. 経営状況の分析に関すること

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

小規模事業者が、事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業再構築）するためには、まずは自社の現在の立ち位置を理解する必要がある。当会ではこれまでも、マル経融資や補助金支援の際に、経営分析支援を実施してきた。

#### 【課題】

これまでも経営分析は支援してきたが、財務分析のみ、非財務分析のみといった、表面的な分析も多かった。そこで、財務分析と非財務分析の両方を実施することを会内でルール化し、多面的かつ客観的な分析を実施する必要がある。

また、小規模事業者のデジタルを活用した販売促進、業務改善や生産性向上を促進するため、デジタル化の状況もあわせて分析することが課題である。

### (2) 目標

項目	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
経営分析事業者数	10者	15者	15者	15者	20者	20者

※これまでの経営分析支援では、表面的な分析に留まることが多いという課題があった。今後は、小規模事業者との対話と傾聴を通じ、事業者自身が本質的課題を認識、納得した上で自ら行動する力を引き出す経営力再構築伴走支援を実施する。そこで、経営分析支援の目標件数を計画5年目に20者/年（経営指導員1人あたり10者/年）と抑えつつ、事業計画策定支援やフォローアップ支援に多く繋げ、一連の流れ全体では手厚い支援とすることを目指す。

### (3) 事業内容

事業名	小規模事業者の経営分析
目的	小規模事業者が本質的課題に気づき、腹落ちすることを目指す。
支援対象	小規模事業者（業種等問わず）
支援対象の掘り起こし	ホームページによる周知を行う。また、巡回訪問・窓口相談・個社支援（記帳代行支援、金融支援、補助金支援、需要動向調査等を含む）や、各種セミナー開催時に訴求する。
分析の実施手法	経営指導員が事業者からのヒアリング・提供資料を基に実施する。ヒアリングにあたっては、対話と傾聴を通じて、小規模事業者自身が本質的課題に気づき、腹落ちすることを重視する。 分析は、事業者の状況や局面に合わせて、経済産業省の「ローカルベンチマーク」、「経

	営デザインシート」、中小機構の「経営計画つくるくん」、クラウド型支援ツール（Bizミル等）などを活用する。
分析項目	定量分析たる財務分析と、定性分析たる非財務分析の双方を実施する。 <財務分析> 直近3期分の収益性・生産性・安全性および成長性の分析 <非財務分析（SWOT分析等）> 強み・弱み（商品・製品・サービス、仕入先・取引先、人材・組織、技術・ノウハウ等の知的財産など）、機会・脅威（商圏内の人口・人流、競合、業界動向など）、その他（デジタル化の状況、事業計画の策定・運用状況など）
分析結果の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営分析の結果は事業者にフィードバックする。また、事業計画策定に活用する。経営分析により経営課題が顕在化した場合は、内発的動機付けにより事業者の潜在力を発揮させ、課題解決に至るよう側面的に支援する。専門的な経営課題の場合は専門家派遣により解決を図る。</li> <li>分析結果は、クラウド型支援ツール（Bizミル等）に集約。経営指導員個人の保有する知識・ノウハウを他の職員に共有することで、経営指導員以外も含めた組織としての支援能力の向上を図る。</li> </ul>

## 6. 事業計画策定支援に関すること

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

小規模事業者が、事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（事業再構築）を行うためには、事業計画策定を通じた各種取組の多面的な検討が重要である。当会ではこれまでも経営革新計画や補助金のための事業計画などの作成支援をしてきた。しかし、多面的な検討まで実施できているとはいえなかった。

また、経営課題に対し、デジタルを活用した解決を図れないかといった検討が十分でなかった。

#### 【課題】

今後は、経営指導員がさらにスキルアップを図り、事業計画策定を通じた各種取組の多面的な検討を行うことが必要である。また、デジタルを活用して課題解決を図れないかを事業者と一緒に検討することが課題である。

### (2) 支援に対する考え方

「地域の経済動向調査」や「経営状況の分析」及び「需要動向調査」の結果を踏まえ、事業計画策定を支援。経営分析を行った事業者の約6割の事業計画策定を目指す。支援では、事業者が本質的課題を認識、納得した上で、当事者意識を持ち自らが課題に取り組むこと（内発的動機づけ）を促す。

また、事業計画の策定に意欲的な事業者を対象にIT専門家派遣を行い、小規模事業者のデジタルを活用した販売促進、業務改善や生産性向上の促進や、これによる競争力の維持・強化を目指す。

### (3) 目標

項目	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画策定事業者数	8者	10者	10者	10者	12者	12者
事業計画策定セミナーの開催回数	-	1回	1回	1回	1回	1回
IT専門家派遣の実施回数	-	5回	5回	5回	5回	5回

### (4) 事業内容

事業名	事業計画策定支援
目的	経営分析により顕在化した本質的課題を解決することを目指す。
支援対象	原則として経営分析を実施した事業者

支援対象の掘り起こし	経営分析のフィードバック時に事業計画の策定を提案する方法を中心とする。また、事業計画策定セミナーや、補助金を契機とした掘り起こしも実施する。	
	■事業計画策定セミナー	
	支援対象	すべての小規模事業者（特に経営分析を行った事業者）
	募集方法	ホームページ、チラシ、巡回訪問、窓口相談での周知
	講師	中小企業診断士 等
	回数	年1回
	カリキュラム	事業計画の意義、事業計画書の策定方法 等
	想定参加者数	10人/回
支援の手法	<p>①小規模事業者が作成した事業計画に経営指導員がアドバイスする方法、②小規模事業者と経営指導員が協力して作成する方法の2つの方法で支援する。また、必要に応じて専門家派遣を実施する。支援では、経営者が取り組むべきことに腹落ちし、当事者意識を持って能動的に行動を起こすことに重点を置く。</p> <p>&lt;DXに向けた取組&gt;  事業計画策定に意欲的な事業者を対象にIT専門家派遣（IT専門家や、埼玉県のDX専門家を想定）を実施する。これにより、事業計画中の取組のひとつとしてデジタル活用やDXを促進する。</p>	

## 7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

現状、事業計画策定後の実施支援が不十分であり、事業計画が形骸化することもあった。また、売上増加や利益増加といったアウトカムにまで着目したフォローアップを実施してこなかった。

#### 【課題】

事業計画のフォローアップを徹底することで、実行を阻害する課題に対し事業者と一緒に解決する必要がある。また、フォローアップ支援を通じて、支援事業者の売上や利益の増加を実現することが課題である。

### (2) 支援に対する考え方

事業計画を策定したすべての事業者を対象に、四半期ごとのフォローアップを実施する。これにより、フォローアップ対象事業者に対する売上増加事業者や経常利益増加事業者の割合が5割（売上増加事業者と経常利益増加事業者は重複する場合もある）になることを目指す。

フォローアップでは、事業計画実行上の課題に対し、課題解決を図るための支援を実施する。支援では、事業者への内発的動機づけを行い、自走化に向けて潜在力を引き出すことで、支援期間中の事業者の一連の取組を一過性の取組とさせず、事業者が事業環境の変化に合わせて、持続的に発展できる蓋然性を高める。

### (3) 目標

項目	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
フォローアップ対象事業者数	8者	10者	10者	10者	12者	12者
頻度 (延回数)	四半期毎 (32回)	四半期毎 (40回)	四半期毎 (40回)	四半期毎 (40回)	四半期毎 (48回)	四半期毎 (48回)
売上増加事業者数	-	5者	5者	5者	6者	6者
経常利益増加事業者数	-	5者	5者	5者	6者	6者

#### (4) 事業内容

事業名	事業計画のフォローアップ
目的	事業計画どおりの成果を上げることを目指す。
支援対象	事業計画を策定したすべての事業者
支援の手法	経営指導員が、事業計画を策定したすべての事業者を対象に、四半期ごとのフォローアップを実施する。ただし、ある程度計画の推進状況が順調であると判断できる事業者に対しては訪問回数を減らす。一方、事業計画と進捗状況とがずれている場合（計画実施が何らかの理由により遅れている、停滞している等）は、訪問回数を増やす、専門家派遣を実施するなどにより、軌道に乗せるための支援を実施する。 フォローアップでは、事業計画の進捗状況の確認、売上・利益等の経営指標の把握を行う。また、事業計画実行上の課題に対し、課題解決を図る。課題解決にあたっては、単に「答え」を提供するような支援を行うのではなく、事業者自身が「答え」を見出すこと、対話を通じて事業者もよく考えること、事業者内のチームと一緒に作業を行うことにより、事業者が事業環境の変化に合わせて自ら変革を続けていける力（自走化する力）を付けられるようにする。

### 8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

小規模事業者は経営資源が少なく、独自に新たな需要の開拓を行うことが困難な場合がある。また、当会でも、販路開拓の個社支援を行えていなかった。

##### 【課題】

小規模事業者が独自に実施することが難しい販路開拓手法について、当会として支援する必要がある。具体的には、展示会や商談会の出展支援や、デジタルを活用した販路開拓支援などを実施する。

また、これらの支援を通じて、小規模事業者の売上拡大に寄与することが課題である。

#### (2) 支援に対する考え方

当町は、どちらかと言えば「農業の町」「工業の町」と言った特徴があり、このなかで工業に関しては、高い技術力や良質な製品を持つ小規模製造業もみられる。小規模製造業の多くは下請けであるが、持続的経営を実現するためには取引先の分散化によるリスクの低減が必要であり、さらに取引先を分散化させるためには新たな取引先の獲得が必要である。そこで、当会にて「彩の国ビジネスアリーナ等の出展支援」を実施。小規模製造業が新たな取引先を獲得することを目指す。

また近年、デジタルを活用した情報発信を実施している事業者が売上を伸ばしており、デジタル活用が不十分な事業者との格差が拡大している。一方、小規模事業者の多くはデジタル活用を苦手としている。そこで、当会にて商業（店舗）事業者を中心に、デジタル活用を支援。具体的には、「SNSを活用した情報発信支援」を実施する。これにより、商圏の拡大や集客力の強化を目指す。

上記を実現するための具体的な手法は、以下『(4) 事業内容』のとおりである。

なお、これらの事業の実施においては、経営分析・事業計画策定・需要動向調査の支援を行った事業者を優先的に支援する。

#### (3) 目標

項目	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①彩の国ビジネスアリーナ等の出展支援 出展事業者数	2者	2者	2者	2者	2者	2者
成約件数/者	-	1件	1件	1件	1件	1件
②SNSを活用した情報発信支援 支援事業者数	-	2者	2者	2者	2者	2者
売上増加率/者	-	10%	10%	10%	10%	10%

#### (4) 事業内容

##### ① 彩の国ビジネスアリーナ等の出展支援 (BtoB)

事業名	彩の国ビジネスアリーナ等の出展支援
目的	新たな取引先を獲得することを目指す。
支援対象	主に製造業 ※経営分析・事業計画策定・需要動向調査の支援を行った事業者を優先的に支援する。
訴求相手	埼玉県全域の事業者
展示会等の概要	さいたまスーパーアリーナを会場に、埼玉県、公益財団法人埼玉県産業振興公社、公益社団法人埼玉県情報サービス産業協会、県内金融機関が主催する、首都圏最大級の産・学・官・金連携による展示商談会である。中小企業の受注拡大・販路開拓のための自社の優れた製品・技術・サービス等を幅広い顧客層にPRするビジネスマッチングイベントとなっている。令和6年1月はリアル展示+オンライン展示のハイブリッド型で開催され、リアル展示では、出展社数602企業・団体、来場者数13,749人であった。
支援の手法	彩の国ビジネスアリーナの出展支援を実施する。なお、必要に応じ、他の展示会・商談会への出展支援を行う場合もある。参加事業者に対しては、経営指導員が、展示会等で新たな取引先を獲得するまでの支援を伴走型で行う。  〈出展前の支援〉 出展者の募集 / 商談シート (FCP シート) の作成 / 商談相手の事前アポイント / 効果的な展示方法 (パンフレット等のツールの整備含む) や短時間での商品等アピール方法の指導 等  〈出展後の支援〉 商談相手に対するフォロー 等

##### ② SNS を活用した情報発信支援 (BtoC)

事業名	SNS を活用した情報発信支援
目的	近年、情報発信といえば SNS が中心となっており、SNS による発信を行っている事業者が売上を伸ばしている。そこで、小規模事業者による SNS を活用した情報発信を支援し、商圏拡大、集客等の強化を目指す。
支援対象	SNS を活用した情報発信に意欲がある小規模事業者 ※業種等は問わないが、基本的に店舗を想定している。 ※経営分析・事業計画策定・需要動向調査の支援を行った事業者を優先的に支援する。
訴求相手	地元住民、観光客 等
支援内容	経営指導員が SNS の開設・運用を支援する。
支援の手法	経営分析支援や事業計画策定支援、その他個社支援で支援対象事業者を掘り起こす。その後、SNS の選定 (Instagram、X、Facebook、LINE、google ビジネスプロフィール等) から導入、運用までをハンズオンで支援する。支援にあたっては、必要に応じて IT 専門家を派遣する。また、成果を確認するため、売上・利益等の経営指標の把握を行う。

## II. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

### 9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

現状、経営発達支援事業を行っていないため、事業の評価は実施していない。

##### 【課題】

経営発達支援事業の効果を上げるため、毎年、事業の評価を実施する必要がある。

内部評価のみだと恣意的な評価になってしまうため、外部有識者を入れ、客観的な評価を受けることで、事業を見直しながらより有効なものにしていくことが課題である。

#### (2) 事業内容

事業名	事業の評価及び見直し
目的	経営発達支援事業の成果を拡大させることを目指す。
事業評価の手法	<p>以下の取組により、経営発達支援事業のPDCAを回す。</p> <p><b>【PLAN】</b>（事業の計画・見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 前年度の<b>【ACTION】</b>を受け、事業内容や目標を設定（修正）する。</li><li>(b) 上記目標を個人（経営指導員等）ごとに落とし込み、個々の成果目標を設定する。</li></ul> <p><b>【DO】</b>（事業の実行）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(c) 経営指導員等は、個々の成果目標を達成するために事業を実施する。</li><li>(d) 経営指導員等は、実施した内容をクラウド型支援ツール（Bizミル等）に適時入力する。</li></ul> <p><b>【CHECK】</b>（事業の評価）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(e) 日々の業務の中で、法定経営指導員は、クラウド型支援ツール（Bizミル等）により各経営指導員等の指導状況を確認する。</li><li>(f) 朝礼にて、法定経営指導員や経営指導員が相互に進捗状況の確認および評価を行う。</li><li>(g) 年1回の「評価委員会」にて、外部有識者等からの評価を受ける。なお評価は、経営発達支援計画に記載したすべての事業を対象とする。</li></ul> <p>※「評価委員会」の実施の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 三芳町観光産業課長（もしくは担当者）、法定経営指導員、外部有識者（中小企業診断士等）をメンバーとする「評価委員会」を年1回開催し、経営発達支援事業の進捗状況等について「A」～「E」の評価を付ける方法（A：達成、B：概ね達成、C：半分程度達成、D：未達成、E：未実施）で定量的に評価する。</li><li>ii 当該「評価委員会」の評価結果は、理事会に報告する。また、当会ホームページ（<a href="https://miyoshi-sci.com/">https://miyoshi-sci.com/</a>）へ掲載（年1回）することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。</li></ul> <p><b>【ACTION】</b>（事業の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(h) 「評価委員会」の評価を受け、次年度の事業の見直しを行い<b>【PLAN】</b>に戻る。</li></ul>

## 10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

現状、埼玉県商工会連合会の指導員研修会等を通じて、経営指導員の資質向上を図っている。

#### 【課題】

経営発達支援事業を推進するにあたり、これまでの事業とは異なる資質の向上が必要となることが予想される。そこで、適宜、不足している能力を見極めながら、研修などを活用し、資質向上を図ることが課題である。

また、属人的な資質向上にならないよう、組織内で支援ノウハウを共有することも必要である。

### (2) 事業内容

#### ① 経営指導員（法定経営指導員含む）のみならず一般職員も含めた支援能力の向上に向けた取組

参加者	すべての職員
目的	経営発達支援計画の実行に必要な知識・ノウハウを習得することを目指す。
不足能力の特定	経営発達支援事業の適切な遂行のために特に以下の能力向上が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伴走型支援により、小規模事業者の売上・利益向上といった成果を実現する能力</li> <li>・ 小規模事業者の新たな需要開拓を実現する能力</li> <li>・ DXに向けた相談・指導を行う能力</li> <li>・ 経営力再構築伴走支援の基本姿勢 等</li> </ul>
内容	<p>経営発達支援事業の適切な遂行および上記の不足能力の向上を図るため、以下（ア）～（ウ）の研修・セミナーに積極的に参加し、資質向上を図る。具体的には、埼玉県商工会連合会（上部団体）が主催する義務研修（経営指導員研修会）に参加するだけでなく、中小企業大学の専門研修への参加、独自に講師を招聘しての会内研修会の開催などを行う。</p> <p>また、これまでこれらの研修へは経営指導員が中心に参加していたが、今後は、すべての職員が積極的に参加する。</p> <p>ア 小規模事業者の売上・利益向上支援、新たな需要開拓支援の資質向上          これまでも、経営分析支援、事業計画策定支援、販路開拓支援等の外部講習には参加してきたが、知識の更新のため、これらの研修には引き続き参加する。</p> <p>イ DXに向けた相談・指導能力の習得・向上          DX 関連の動向は日々進化していることから、DX 関連の相談・指導能力向上に資する研修会等に参加する。</p> <p>ウ 経営力再構築伴走支援の資質向上          「対話と傾聴による信頼関係の構築」、「気づきを促す課題設定型コンサルティング」、「経営者の自走化のための内発的動機付けと潜在力の引き出し」のような経営力再構築伴走支援の能力向上に資するテーマの研修に参加する。</p>

#### ② 個人に帰属しがちな支援ノウハウを組織内で共有する仕組み

目的	個人に帰属しがちな支援ノウハウを組織内で共有することを目指す。
内容	<p>ア OJT          ベテラン職員と経験の浅い職員がチームで小規模事業者を支援することを通じて OJT を実施し、組織としての支援能力の底上げを図る。また、専門家を活用した支援を行う際は、経営指導員等の同行を徹底させ、ノウハウを習得する。</p> <p>イ 情報共有          朝礼にて前述の研修内容や支援状況を共有する。具体的には、①研修等へ参加した経営指導員等による研修内容の共有、②支援のなかで発見した経営支援手法やデジタルを活用した支援手法、具体的なデジタルツール等の共有を実施する。また、各人の支</p>

	<p>援状況等を確認し、経営発達支援計画の進捗管理を実施する。</p> <p>ウ データベース化          担当経営指導員等がクラウド型支援ツール (Biz ミル等) に支援に関するデータ入力を適時・適切に行う。これにより、支援中の小規模事業者の状況等を職員全員で相互共有し、担当外の職員でも一定レベル以上の対応ができるようにするとともに、支援ノウハウを蓄積し、組織内で共有することで支援能力の向上を図る。</p>
--	---

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
【令和 6 年 12 月現在】	
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[三芳町商工会] --- B[事務局長]     A --- C["法定経営指導員 1名 経営指導員 1名 経営支援員 2名 一般職員 1名 記帳パート 1名"]     A --- D[三芳町観光産業課]           </pre> </div>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①法定経営指導員の氏名、連絡先          氏 名： 佐々木 貴久          連絡先： 三芳町商工会 TEL. 049-274-1110</p> <p>②法定経営指導員による情報の提供及び助言          経営発達支援計画の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。</p>	
<p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会／商工会議所          〒354-0041          埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 7232-2          三芳町商工会          TEL： 049-274-1110 / FAX： 049-258-2815          E-mail： miyosi@syokoukai.jp</p> <p>②関係市町村          〒354-8555          埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1</p>	

三芳町 観光産業課 商工観光担当

TEL : 049-258-0019 (内線 214・215) / FAX : 049-274-1013

E-mail : kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
必要な資金の額	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
小規模企業対策事業費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
評価委員謝金	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、町補助金、事業受託費 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等